

# 農村地域防災減災事業 <公共>

令和8年度予算概算決定額 34,376百万円 (前年度 38,086百万円)  
〔令和7年度補正予算額 44,628百万円〕

## <対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

## <事業目標>

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (21万ha [令和11年度まで])
- 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合 (9割以上 [令和11年度まで])

## <事業の内容>

### 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

### 2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、国土強靱化対策として実施する場合、受益面積要件を撤廃する措置の期限を令和12年度まで延長
- ・ 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助の期間を令和12年度まで延長
- ・ 地域防災機能増進事業 (土地改良施設耐震対策事業) において、耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施

※下線部は拡充内容

## <事業の流れ>

1/2、定額等



都道府県

国

1/2、定額等



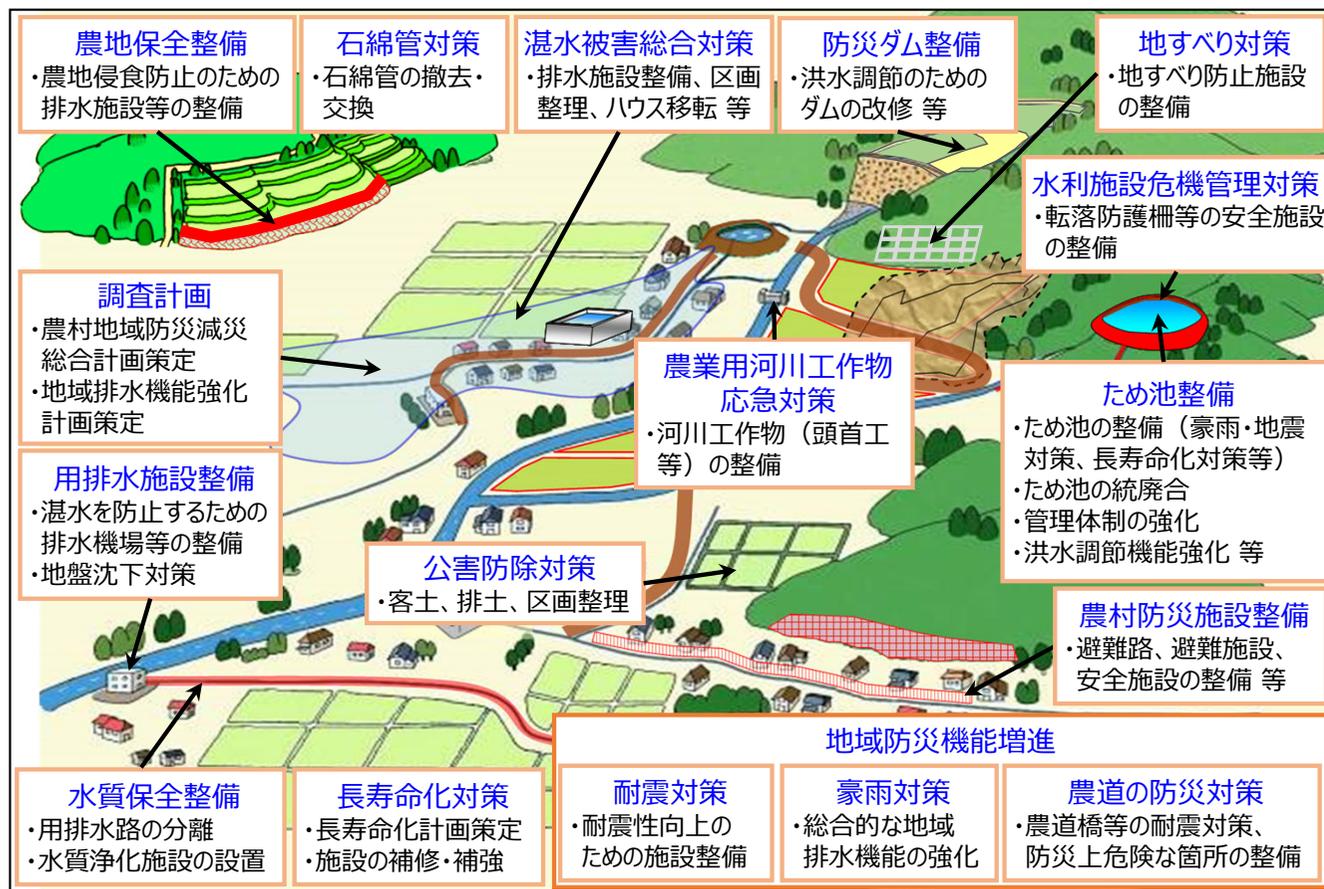
都道府県



市町村等

## <事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



〔お問い合わせ先〕 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

# 頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策強化

～農村地域防災減災事業の拡充～

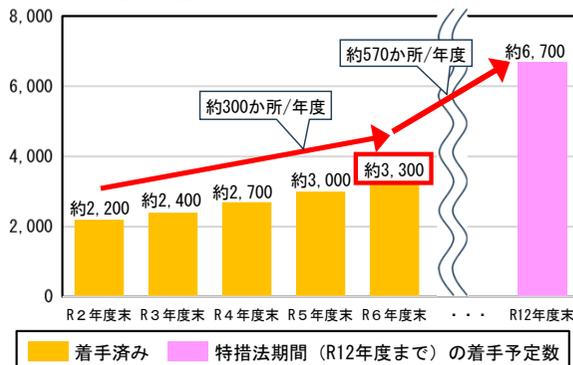
- 頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策を強化すべく、実施計画策定等や耐震対策と一体不可分な範囲の補修又は更新等を機動的に実施。

## ため池整備事業、 防災重点農業用ため池緊急整備事業

### 現状・課題

- 特措法施行後5年が経過し、一定数の防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要。

< 防災工事の進捗状況（令和7年3月末時点） >



### 今後の対応

- ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、受益面積要件を撤廃する措置の期限（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。（通常2haのところ、第1次国土強靱化実施中期計画の目標達成に資するものは、受益面積要件を設けない。）

## 実施計画策定等

### 現状・課題

- 第1次国土強靱化実施中期計画において、「湛水被害等のおそれがあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地滑り対策等）を講ずる優先度が高い農地等（約50万ha（令和6年度末時点））における対策完了率」を令和12年度までに50%とすることを目標に設定。
- 地方公共団体等による農村地域の排水対策など、防災・減災対策を引き続き推進する必要。

### 今後の対応

- 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助<sup>\*</sup>の期間（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。
- ※ 通常定率50%

## 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）

### 現状・課題

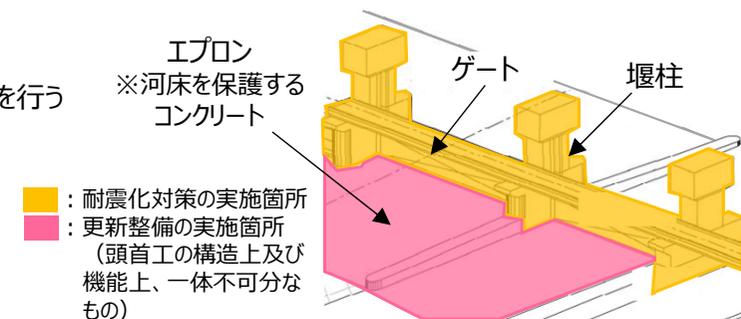
- 今後30年以内に80%程度の確率で発生が予想されている南海トラフ大規模地震の被害想定範囲には、全国の基幹的農業水利施設の約3割が存在するなど、大規模地震の発生に備えた対策を推進する必要。
- 耐震対策の対象部分と一体不可分の箇所が老朽化している場合、老朽化している箇所の機能回復も適切に行わなければ、耐震対策の効果が損なわれるおそれがある。

### 今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）において、耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

### 頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。



### 実施要件

以下の全ての要件に該当する場合、土地改良施設耐震対策において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。

- (1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
- (2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲で老朽化による機能低下がみられること
- (3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
- (4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること